

## 新居浜市電動アシスト自転車購入支援補助金交付要綱

新居浜市電動アシスト自転車購入支援補助金交付要綱（令和２年要綱第２９号）の全部を改正する。

### （目的）

第１条 この要綱は、高齢者を対象に電動アシスト自転車の購入に対して予算の範囲内で補助金を交付し、日常生活における高齢者の移動手段の確保による地域のコミュニティの活性化及び高齢者ドライバーの免許返納の促進並びに温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進に寄与することを目的とする。

### （定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）電動アシスト自転車 道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）第１条の３に規定する基準を満たす自転車をいう。
- （２）防犯登録 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和５５年法律第８７号）第１２条第３項に規定する防犯登録をいう。
- （３）自転車安全整備 公益財団法人日本交通管理技術協会が定める自転車安全整備制度に基づく自転車安全整備士による整備（ＴＳマークの貼付を含む。）をいう。
- （４）運転免許証 道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９２条第１項に規定する運転免許証であって、同法第９２条の２第１項に規定する有効期限内にあるものをいう。
- （５）自主返納 道路交通法第１０４条の４第１項の規定により、公安委員会に対し全ての免許の取り消しを申請し、自主的に運転免許証を返納することをいう。
- （６）取消通知書 全ての免許の取消しを申請した際に道路交通法施行規則第３０条の９第４項の規定により交付される通知書をいう。
- （７）運転経歴証明書 道路交通法第１０４条の４第５項の規定により交付される証明書をいう。

### （補助の対象）

第３条 補助の対象は、市内で自転車を販売している事業者から購入した新品の電動ア

シスト自転車（以下「購入自転車」という。）の本体購入費とする。

2 補助金の交付を受けることができる台数は、1人につき1台限りとする。

3 購入自転車は、防犯登録及び自転車安全整備を受け、TSマークを自転車に貼付しなければならない。

（補助の対象者）

第4条 補助の交付対象となる者は、次の各号に掲げる条件のいずれにも該当する者とする。

（1）本市に住所を有し、現に当該住所地に居住していること。

（2）申請時において満65歳以上であること。

（3）購入した電動アシスト自転車を自ら使用する者であること。

（4）市税等を滞納していない者であること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、第3条の本体購入費の3分の1以内の額とし、20,000円を限度とする。ただし、運転免許証を自主返納した者（以下「自主返納者」という。）が、運転免許証を自主返納した日から6か月以内に、次条の規定による補助金の交付の申請を行う場合は、40,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、当該電動アシスト自転車を購入した日から3か月以内又は補助金の交付を申請する年度の3月末日までのいずれか早い日までに、電動アシスト自転車購入支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

（1）購入自転車に係る領収書（購入日、申請者氏名、品名及び販売店名が記載されたもので、車両本体価格が記載されているもの）又はこれに代わる書類の写し

（2）購入自転車全体のカラー写真

（3）購入自転車に係る製造メーカー保証書（型番、車体番号、車名等が明記されており、補助対象自転車であることが確認できるもの）の写し

（4）TSマーク付帯保険加入書（控）又はTSマーク付帯保険に加入したことが確認

できる書類の写し

(5) 防犯登録票の写し

2 自主返納者が補助金の交付を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、運転免許の取消通知書、運転経歴証明書その他運転免許証を自主返納した事実及び運転免許証を自主返納した日が証明できるものの写しのいずれかを添付しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは電動アシスト自転車購入支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該交付申請書を提出した者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条の通知を受けた日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに電動アシスト自転車購入支援補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、請求の日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 補助対象者は、購入自転車を購入した日から3年を経過する日までは、補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 前条の規定に違反して電動アシスト自転車を処分したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか市長が取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の取消しをしたときは、電動アシスト自転

車購入支援補助金交付決定取消通知書（第4号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、既に補助金を交付した場合であって、前条の規定による取消しをした場合、期限を付して、当該取消しに係る部分に関し、その返還を命ずるものとする。

（協力及び現地調査）

第12条 市長は、補助対象者に対し、必要に応じて補助金の交付を受けた電動アシスト自転車の使用状況等についての報告を求め、又は現地調査を行うことができるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。